(目的)

第1 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、埼玉県が定めた県有施設の木造化・木質化等に関する指針(平成15年11月15日 知事決裁、平成23年2月23日 改正)に即して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定め、市有施設等における県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物(法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。)及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
 - (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
 - (3) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、公園、河川等に係る土木工事をいう。
 - (4) 「木造化」とは、市有施設の構造耐力上主要な部分(柱、梁、壁、小屋組等) の全て又は一部を木造とすることをいう。
 - (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。
 - (6) 「県産木材」とは、原則として「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における県産木材の利用に努める。

(市有施設における木材の利用の目標)

第4 市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の公共建築物及びこれに付属する工作物は、原則として木造化する。

なお、これ以外の施設であっても、木造化することを検討する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
- (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。
- 2 市有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる 部分について、可能な限り木質化を進める。
- 3 木造化及び木質化の実施にあたっては、原則として県産木材を使用する。 (市有施設の備品及び消耗品)
- 第5 市有施設において、備品及び消耗品類には、県産木材を用いた製品の積極的な 使用に努める。

(市施工土木工事等の木材利用)

第6 市施工土木工事及び市有施設の外構工事においては、間伐材等の県産木材及び 県産木材を用いた製品を積極的に使用する。

(PR及び普及)

第7 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。

(情報提供)

- 第8 市は、県産木材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。 (コスト縮減への留意)
- 第9 この方針の運用に当たっては、建設コストの縮減に十分留意するとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮し、それらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

附則

この方針は、平成29年11月1日から施行する。

別表 (木造化・木質化する市有施設)

公	用途	内装の木質化 を図る部分	外壁等の木質化を図る部分
共	・学校	・玄関ホール	・軒(庇)、ピロティ等の
建	・福祉施設	・ロビー	雨よけがある外壁
築	・保健・医療施設	・共用廊下	・軒裏及びピロティの天井
物	・スポーツ・文化施設	・主要な居室	
	・庁舎等		
工作物	公共建築物に付属する案内板、掲示板、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具等		